

朴委員からの質問及び回答③

〔施策名〕

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の具体化、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」の普及啓発

〔上記資料のページ番号〕

P22・23

〔質問内容〕

歴史的経過と社会意識の中で、多くの民族的マイノリティの人たちにとって、本名を名乗ることや外国にルーツがあることを肯定的に受けとめることを含め、自分のアイデンティティを表現することが容易くないことは理解しており、その中で、大阪府の教育現場が、上記施策に基づいて努力していることを評価しているが、現状を把握する目安として、公立学校での本名使用の現状を教えていただきたい（中学校夜間学校は除く。児童・生徒の多い国籍順に3か国と外国籍全体を教えていただきたい）。

〔回答〕

令和3年度の市町村の小中学校（政令市は除く）及び府立高等学校で学んでいる外国人児童生徒の本名使用率は以下のとおりです。

(%)

国籍	小学校	中学校 (夜間中学は 含まれない)	国籍	高等学校
① 中国	67.4	52.3	① 中国	58.8
② 韓国・朝鮮	40.9	26.4	② 韓国・朝鮮	36.5
③ ベトナム	85.5	67.1	③ フィリピン	73.6
外国籍全体	71.0	55.6	外国籍全体	57.6

※ 小・中学校は、市町村からのヒアリングによる。

※ 中学校夜間学級の本名使用率については把握していない。

※ 高等学校については、全日制課程、定時制課程及び通信制課程を合わせた値。